

第2次群馬県自殺総合対策行動計画
—自殺対策アクションプラン—

平成26年3月

群 馬 県

はじめに

本県の自殺者数は平成10年に急増し、以来、毎年500人前後の多くの方が亡くなっており、自殺死亡率も全国平均を上回る状況が続いています。

このような状況の中、本県では、平成21年度に「自殺総合対策行動計画－自殺対策アクションプラン－」を策定し、多くの関係者の御協力をいただきながら、様々な自殺対策に取り組んでまいりました。



この間、自殺者数は毎年減少してきましたが、依然として多くの方が自殺により命を落としており、平成24年には459人と、交通事故死亡者の約3.6倍となっています。

一方、自殺の実態に関する統計や調査・研究が進むとともに、本県においてはゲートキーパーの養成や地域ごとの関係機関によるネットワークづくりなども進んできました。

こうした状況を踏まえ、引き続き総合的な自殺対策を推進するため、平成26年度から平成30年度までを期間とする新たな計画「第2次自殺総合対策行動計画－自殺対策アクションプラン－」を策定しました。

この計画では、県、関係機関及び県民の行動指針として、自殺対策の方針やそれぞれの役割を明らかにするとともに、本県の実情に応じた具体的な取組を示しています。

人の命は何ものにも代えがたいものです。自殺に追い込まれた本人の悲しみはいうまでもなく、自殺は、その家族や周囲の人々に大きな悲しみや生活上の困難をもたらすとともに、社会全体にとっても大きな損失となります。こうした悲劇を積み重ねないようにすることは、誰もが安心して生活できる社会を作ることであると考えています。

今後、本計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、県民の皆様とともに対策を推進してまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり御協力を賜りました群馬県自殺対策連絡協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして心から感謝を申し上げます。

平成26年3月

群馬県知事

大澤正明

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1

第2章 群馬県における自殺の現状

1 群馬県における自殺の現状	2
(1) 群馬県の自殺者数・自殺死亡率・死因順位	2
(2) 性別・年齢階級別による状況	5
(3) 保健福祉事務所（保健所）管内別の状況	7
(4) 職業別の状況	8
(5) 原因・動機別の状況	10
(6) 自殺未遂歴の状況	13
(7) 自殺の現状からみた自殺対策の課題等	14
2 群馬県自殺対策に関する意識調査	14
(1) 調査の目的	14
(2) 調査対象等	14
(3) 主な調査結果	14
(4) 調査結果から考えられる課題等	15

第3章 自殺対策の方針

1 自殺対策における基本認識	16
(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死	16
(2) 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題	16
(3) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い	16
2 自殺対策推進の基本的な考え方	17
(1) 県民一人ひとりが自殺予防の主役	17
(2) 誰もが相談できる相談体制の充実・強化	17
(3) 対象を明確にした取組	17
(4) 地域の実情に応じた対策	17
(5) 県、関係機関・団体、企業及び県民の連携・協働	17

第4章 具体的な取組

1 自殺の実態を明らかにする	18
(1) 実態把握のための調査等の実施	18

2	県民一人ひとりの気づきと見守りを促す	18
	(1) 自殺予防月間（9月）と自殺対策強化月間（3月）の啓発事業の実施	18
	(2) 自殺予防やうつ病等に関する普及啓発	18
	(3) 情報提供体制の充実	19
3	早期対応の中心的役割を果たす人材（ゲートキーパー）等を養成する	19
	(1) 医師等研修	20
	(2) 地域保健・福祉関係者等に対する研修	20
	(3) 教育関係者等に対する研修	20
	(4) 企業関係者等に対する研修	20
	(5) 自殺の社会的要因（多重債務、失業、倒産等）に関係する職員等への研修	20
4	心の健康づくりを進める	21
	(1) 職場におけるメンタルヘルスの推進	21
	(2) 市町村等地域における心の健康づくりの推進	21
	(3) 学校における心の健康づくりの推進	21
5	適切な精神科医療を受けられるようにする	22
	(1) 精神科医療等体制の整備推進	22
6	社会的な取組で自殺を防ぐ	23
	(1) 相談体制の整備・充実	23
	(2) 多重債務者、失業者、無職者に対する相談窓口の充実	23
	(3) 生活困窮者に対する支援	23
	(4) ニート状態の若者への支援等	24
	(5) 経営者に対する相談体制の充実	24
	(6) 薬物問題に対する相談窓口の充実等	24
	(7) 様々な問題を抱える人への相談窓口の充実等	24
	(8) 高齢者が活躍できる社会づくり	25
	(9) インターネット上の自殺予告等への対応	25
	(10) 危険な場所・薬品等の規制等	26
7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	26
8	遺された人への支援を充実する	26
	(1) 自死遺族のための相談支援	27
	(2) 自死遺族交流会の開催	27
	(3) こころの緊急ケア活動	27
9	民間団体との連携を強化する	27
	(1) 自殺予防等に取り組む民間団体との連携	27
	(2) 自殺予防等に自主的に取り組む民間団体への支援	27

第5章 自殺対策の数値目標	28
---------------------	----

第6章 計画の推進体制等

1 自殺対策の推進体制	28
(1) それぞれの役割	28
(2) 検討組織・推進体制	29
2 計画の見直し及び進行管理	30

資料編

I 第2次群馬県自殺総合対策行動計画 -自殺対策アクションプラン- 実施事業	31
II 群馬県自殺対策に関する意識調査の概要について	38
III 第2次群馬県自殺総合対策行動計画 -自殺対策アクションプラン- 策定の経過	50